

**奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産地域包括的管理計画（改定案）
に対する意見公募について（お知らせ）**

環境省、林野庁、文化庁、鹿児島県、沖縄県及び関係 12 市町村は、平成 28 年 12 月に奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産推薦地域包括的管理計画（以下、「管理計画」という）を策定し、これに基づく管理を行ってきました。

管理計画については、平成 30 年の世界遺産登録延期勧告を受けて初回改定を行った後、令和 3 年に世界自然遺産に登録されたこと等を受け、奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界遺産地域連絡会議※において、管理計画の改定に向けた検討を行っています。

今般、新しい管理計画の改定案について、広く国民の皆様の御意見をお聞きするため、令和 7 年 4 月 30 日（水）から令和 7 年 5 月 26 日（月）までの間、意見公募を行いますので、お知らせします。

※奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界遺産地域連絡会議

奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界遺産地域の適正な保全管理の推進を図るために関係機関相互の連絡調整を行うことを目的とし、平成 28 年 10 月に、環境省沖縄奄美自然環境事務所、林野庁九州森林管理局、鹿児島県、沖縄県、奄美大島地域（奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町）、徳之島地域（徳之島町、天城町、伊仙町）、沖縄島北部地域（国頭村、大宜味村、東村）、西表島地域（竹富町）により設置した会議体。

■ 意見募集対象

奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産地域包括的管理計画（改定案）

■ 意見募集期間

令和 7 年 4 月 30 日（水）から令和 7 年 5 月 26 日（月）

■ 資料の閲覧

ホームページ

環境省沖縄奄美自然環境事務所のホームページ

<https://kyushu.env.go.jp/okinawa/amami-okinawa/index.html>

■ 意見の提出先

（1）電子メールにより提出して下さい。

電話による意見提出はお受けいたしかねますのでご了承ください

（2）提出先

E メール：WNHS-NAHA@env.go.jp（件名を「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界遺産地域包括的管理計画（改定案）への意見」とし、テキスト形式にて

送付してください。)

【意見提出に当たってのお願い】

- [1] 意見は、日本語でお願いします。
- [2] 意見は、以下の「意見提出様式」によりお願いします。

＜意見提出様式＞

[件名]	「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界遺産地域包括的管理計画（改定案）への意見」
[氏名]	（企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名）
[職業]	
[〒 ・ 住所]	
[電話番号]	
[意見]	
〈該当箇所〉	（該当箇所がわかるように明記してください。）
〈意見内容〉	
〈理 由〉	（可能であれば、根拠となる出典などを添付又は併記してください。）

- [3] いただいた意見については、意見提出者の氏名、職業、〒 ・ 住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き公表することがあります。
- [4] 意見が長文（2000 字以上）の場合や参考資料を添付する場合は、併せてその概要を提出してください。
- [5] 電子メールによる意見の提出は、メール本文に意見等を記載してください。添付ファイルによる提出はご遠慮願います。
- [6] 意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- [7] 締切日までに到着しなかったもの、上記意見の提出方法に沿わない形で提出されたもの及び次に該当する内容については無効といたします。
 - ・ 意見提出様式の記載事項に漏れがある場合（無記名等）
 - ・ 個人や特定の団体を誹謗中傷するような内容
 - ・ 個人や特定の団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
 - ・ 個人や特定の団体の著作権を侵害する内容
 - ・ 法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
 - ・ 営業活動等営利を目的とした内容
 - ・ 管理計画と関係のない内容の場合

■ 今後について

今後、奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界遺産地域連絡会議では、寄せられた

意見を踏まえて更に検討を進め、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産
地域包括的管理計画（改定案）」のとりまとめを行う予定です。

■ 連絡先

環境省 九州地方環境事務所 沖縄奄美自然環境事務所

住所：沖縄県那覇市樋川 1 丁目 15 番 15 号 那覇第一地方合同庁舎 1 階

電話：098-836-6400

担当：内野、村山